

## 第3章 製造所等ごとの審査基準

### 第11節 販売取扱所の基準

#### 第11節 販売取扱所の基準

##### 1 第一種販売取扱所

(1) 位置は、原則として道路に面している場所に設けること。

※参考通知

「店舗内に設置する販売取扱所」(S40.6.1 自消丙予発第99号質疑)

「木造平屋建建築物の一部において、道路に面しない建築物内に設置する場合の扱い」(S41.11.4 自消丙予発第141号質疑)

(2) 建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を政令第18条第1項第3号に規定する壁の構造に準じたものとする。

(3) 政令第18条第1項第3号ただし書きの規定による隔壁(以下「他用途部分との隔壁」という。)に出入口を設ける場合は、自動閉鎖式特定防火設備とすること。

(4) 他用途部分との隔壁には、必要最小限ののぞき窓(はめ殺しの網入ガラスとし、煙感知器連動又は温度ヒューズ付特定防火設備を設けたもの。)を設けることができること。

※参考通知

「第二種販売取扱所における監視のためのはめ殺し窓の設置」(S51.7.12 消防危第23-3号質疑)

(5) 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合、支柱及び柱等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとする。

(6) 販売取扱所内に事務室その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次によること。(第2-11-1 図参照)

ア 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画すること。

イ 出入口は、自動閉鎖の防火設備を設けること。

ウ 出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

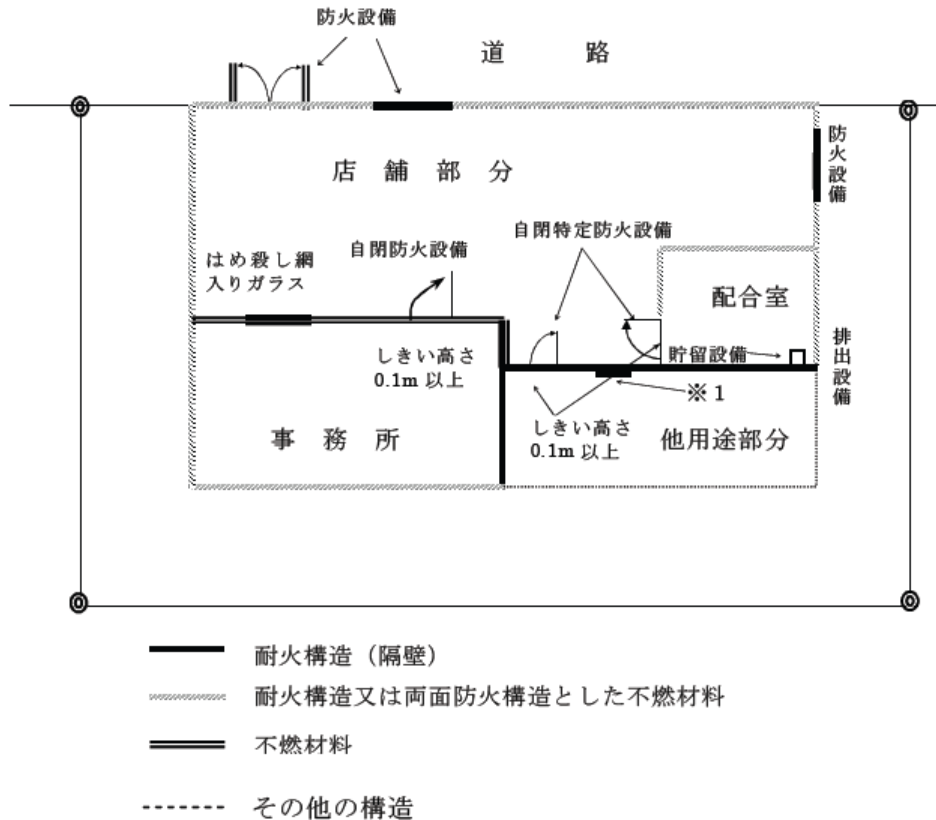
エ 窓にガラスを用いる場合は、はめ殺しの網入ガラスとすること。

オ 出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とすること。

カ 建築物内の家具、設備等には転倒・落下防止措置を講じること。

第3章 製造所等ごとの審査基準

第11節 販売取扱所の基準



※1 網入りはめ殺しガラス、煙感知器連動又は温度ヒューズ付特定防火設備  
(S51.7.12 消防危第 23-3 号質疑)

第2-11-1 図 事務室の設置例

(7) 配合室の換気設備として、政令第18条第1項第9号に規定する「屋根上に排出する設備」は、強制換気とすること。

2 第二種販売取扱所

第二種販売取扱所の基準は、前記1 ((2)を除く。)によるほか、次によること。

(1) 上階への延焼を防止するための措置

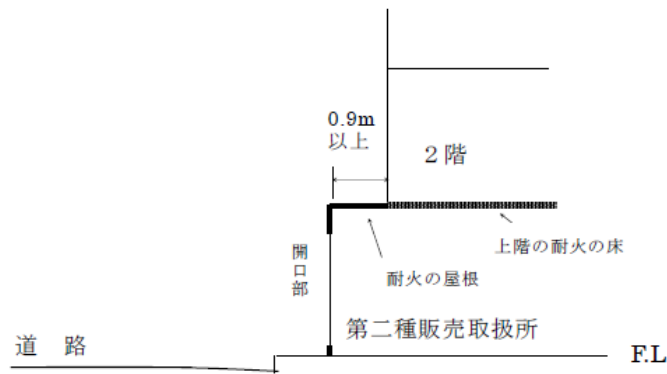
次のアからカに示す構造の場合は、政令第18条第2項第2号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」が講じられたとみなすことができるものであること。

ア 上階の外壁が耐火構造又は防火構造であり、かつ、販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部にはめ殺しの防火設備を設けた場合 (S48.8.2 消防予第 121 号質疑)

イ 販売取扱所の開口部に面する側の外壁位置に対し、2階の外壁の位置が0.9m以上後退しており、かつ、当該販売取扱所の屋根 (又は天井) が耐火構造である場合 (第2-11-2 図参照)

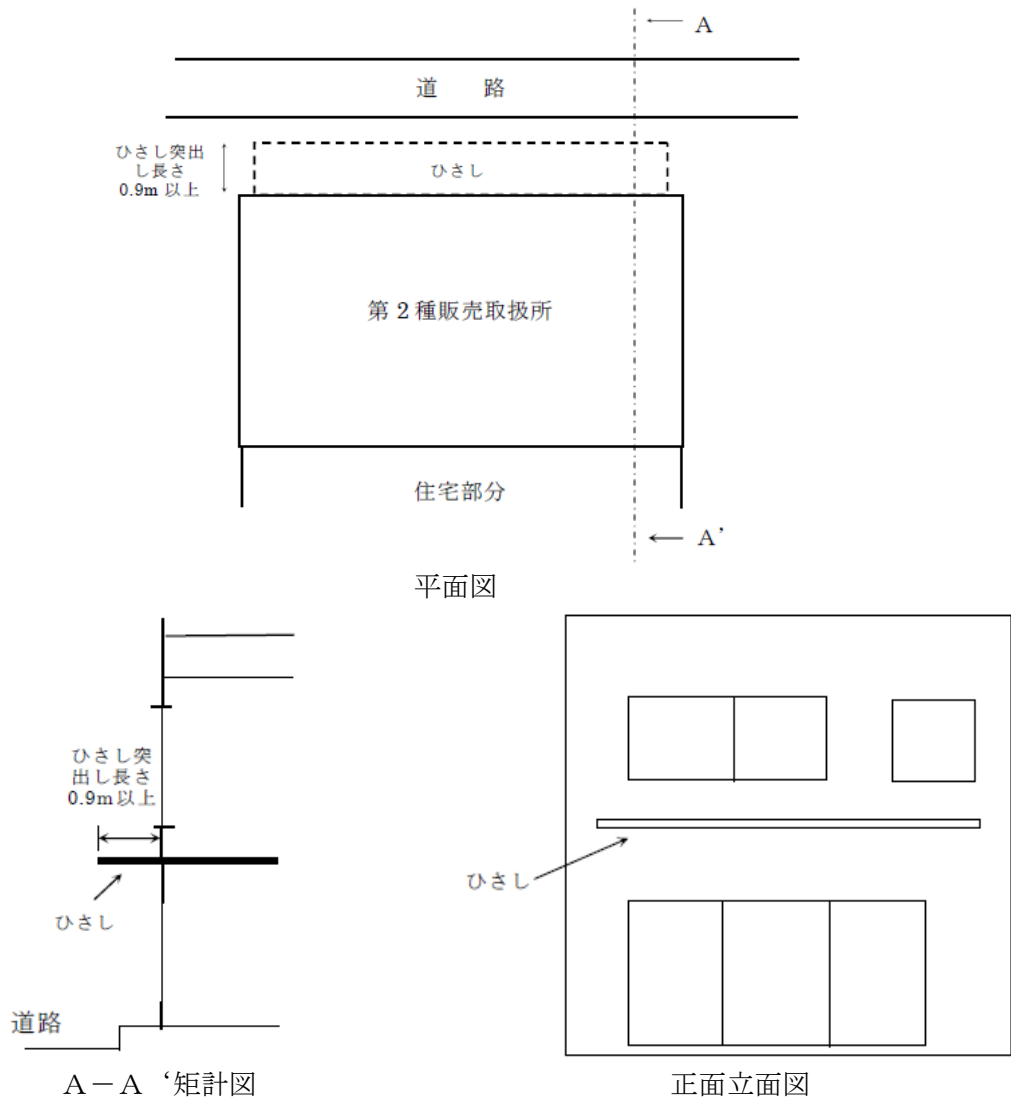
第3章 製造所等ごとの審査基準

第11節 販売取扱所の基準



第2-11-2図 側面断面図

ウ 販売取扱所の開口部に面する側の外壁と2階外壁との間に、長さ0.9m以上の耐火構造のひさしを設ける場合（第2-11-3図参照）（S46.7.27 消防予第106号通知）



第2-11-3図

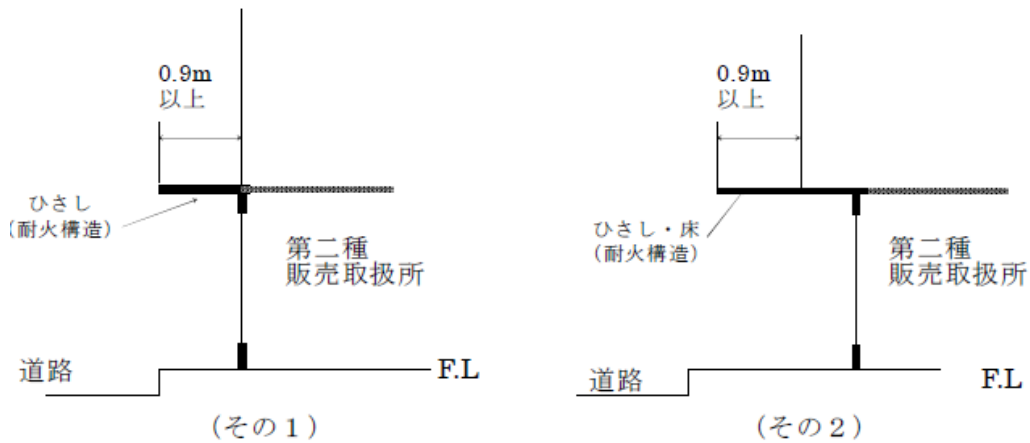
第3章 製造所等ごとの審査基準

第11節 販売取扱所の基準

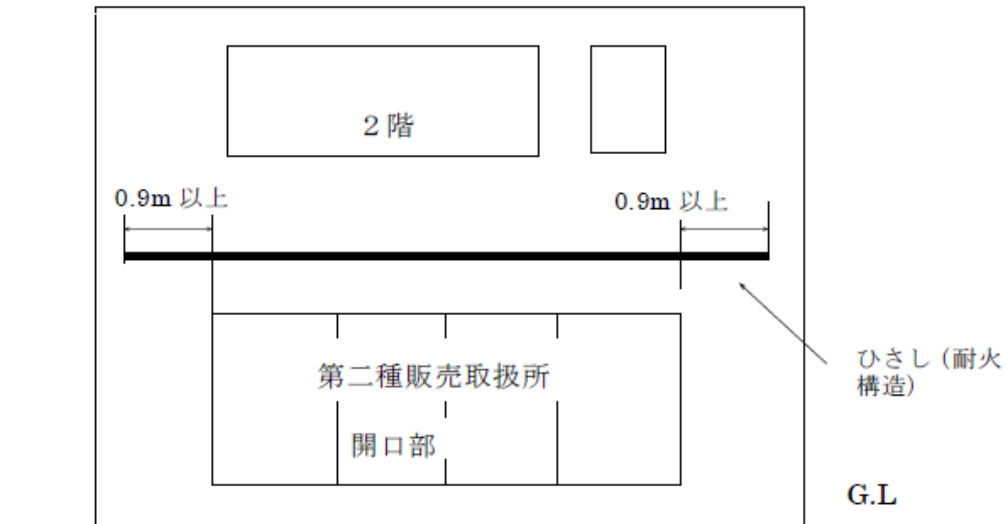
エ 販売取扱所の開口部に面する側の外壁と2階外壁との間に耐火構造のひさしがある場合であって、当該ひさしの大きさが次のいずれにも適合している場合（第2-11-4図参照）

(ア) ひさしの突出しの長さが、2階外壁よりも0.9m以上となること。

(イ) ひさしの長さが、販売取扱所の開口部の位置より左右それぞれに0.9m以上長くなること。



正面断面図



第2-11-4図 正面図

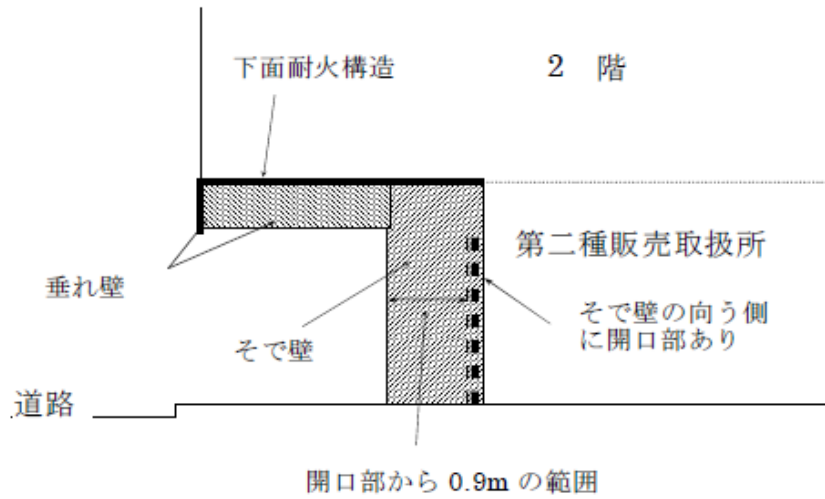
オ 2階が販売取扱所の開口部に面する側の外壁よりも0.9m以上突出しており、当該突出し部分の外周に0.3m以上の耐火構造の垂れ壁が設けてある場合、なお、突出し

第3章 製造所等ごとの審査基準

第11節 販売取扱所の基準

部分の下面（2階の床）は、耐火構造であること。

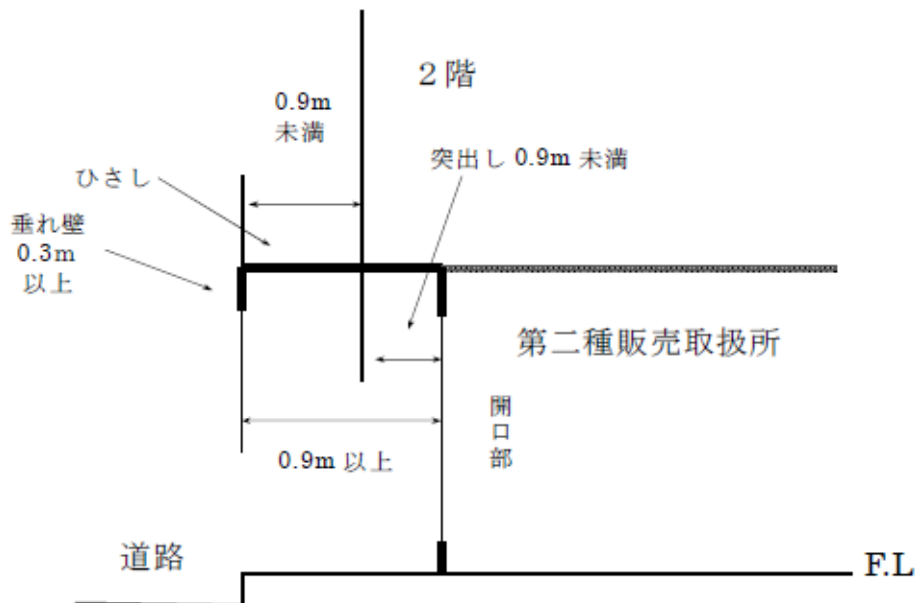
（第2-11-5図参照）



第2-11-5図 側方断面図

カ 2階が販売取扱所の開口部に面する側の外壁よりも突出しており、その突出しが0.9m未満であっても、先端の位置が販売取扱所の外壁面より0.9m以上となるように耐火構造のひさしを設ける場合であって、かつ、当該ひさしの先端に0.3m以上の耐火構造の垂れ壁を設けてある場合

なお、両端については、前記エ（イ）の例によること。（第2-11-6図参照）



第2-11-6 側方断面図

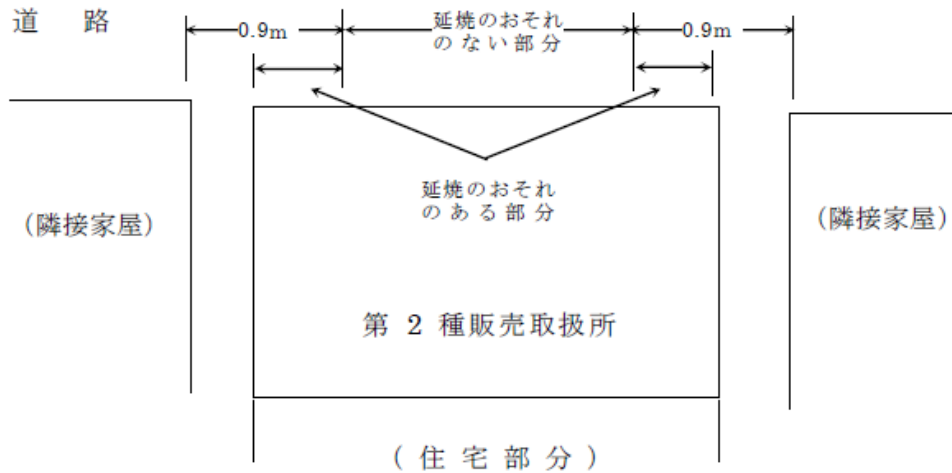
第3章 製造所等ごとの審査基準

第11節 販売取扱所の基準

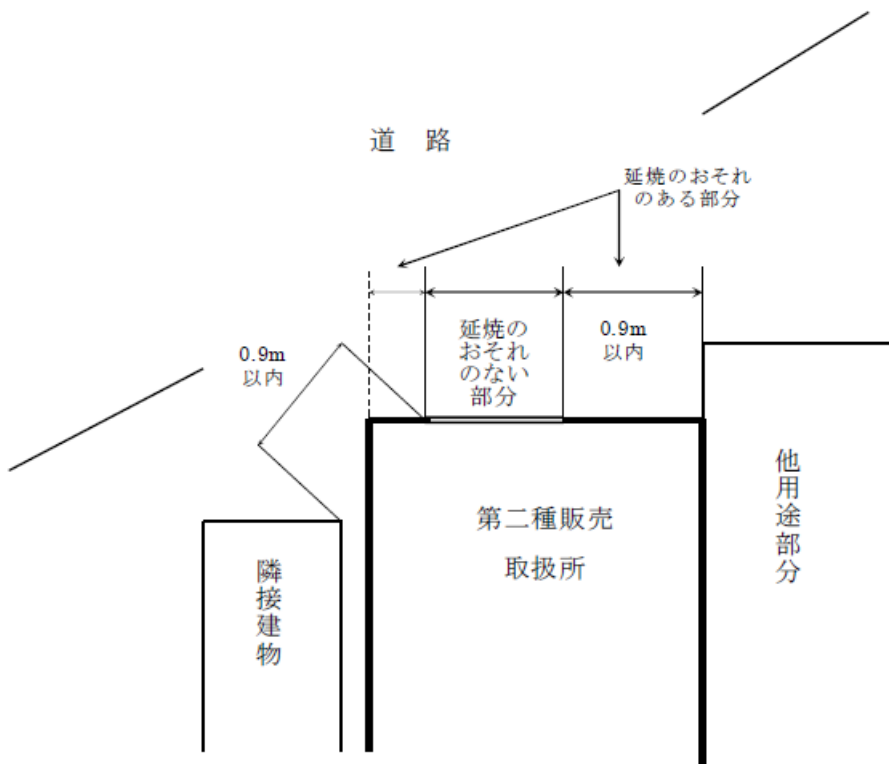
(2) 延焼のおそれのない部分

政令第18条第2項第3号に規定する「延焼のおそれのない部分」は、次に示す部分とすること。

ア 販売取扱所の両側に近接する建築物との間隔が、0.9m以上の部分（第2-11-7 a, b, c 図参照）（S46.7.27 消防予第106号通知）



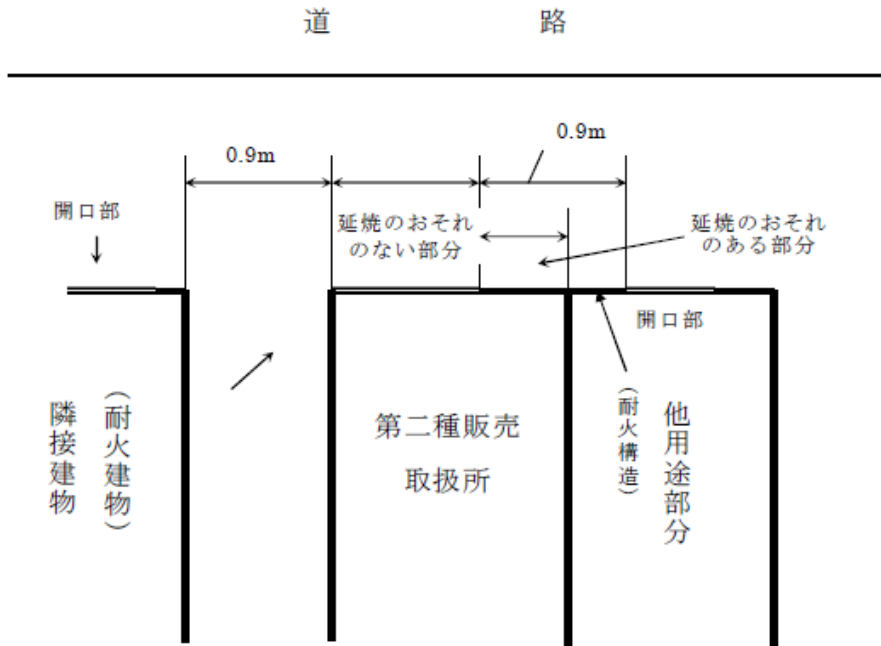
第2-11-7a 図 平面図



第2-11-7b 図 平面図

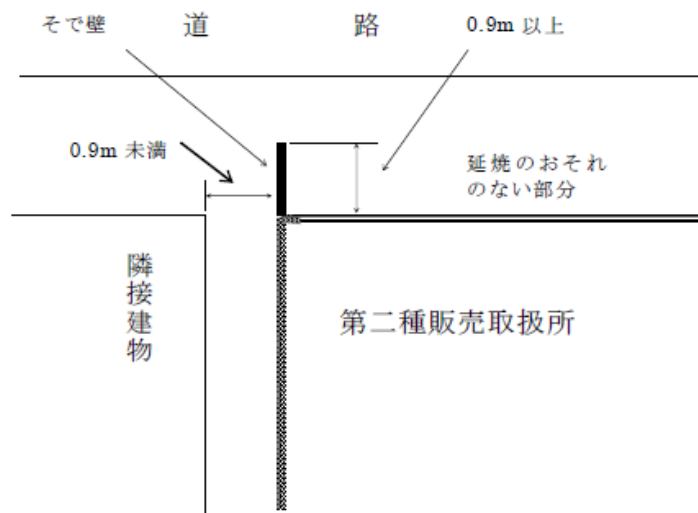
第3章 製造所等ごとの審査基準

第11節 販売取扱所の基準



第2-11-7c 図 平面図

イ 販売取扱所の前面外壁部分の側端に0.9m以上の長さで、屋根（上階がある場合にあっては上階の床又はひさし）に達する高さの耐火構造のそで壁を設けた場合の当該前面外壁部分（第2-11-8図参照）（S48.8.2 消防予第121号質疑）



第2-11-8図 平面図